

学校感染症による出席停止について

学校保健安全法施行規則により、学校において予防すべき感染症は、第一種から第三種に分類され、以下のとおり出席停止期間が定められています。この期間は、校内での感染拡大を防ぐため、罹患した生徒は登校できない期間となります（欠席扱いにはなりません）。

これらの感染性疾患に罹患した場合は、学校へ速やかに連絡してください。また療養に専念し、医師の許可が出るまでは登校を見合わせるようお願いいたします。

なお、登校可能になった場合は、「学校感染症証明書」（別紙）を持参し、担任に提出してください。

	感染症の種類	出席停止期間の基準
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体が SARS コロナウイルスであるものに限る）、鳥インフルエンザ（病原体が A 型インフルエンザウイルスで、その血清亜型が H5N1 であるものに限る）	治癒するまで
第二種	出席停止期間の基準は、感染症ごとに個別に定められている。ただし、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めた時は、この限りではない。	
	インフルエンザ（鳥インフルエンザ（H5N1）を除く）	発症した後（発熱の翌日を 1 日目として）5 日を経過し、かつ解熱した後 2 日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は 5 日間の適切な抗菌薬療法が終了するまで
	麻疹	発しんに伴う発熱が解熱した後 3 日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風しん（三日はしか）	発しんが消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	全ての発しんが、かさぶたになるまで
	咽頭結膜熱	発熱、咽頭炎、結膜炎などの主要症状が消退した後 2 日を経過するまで

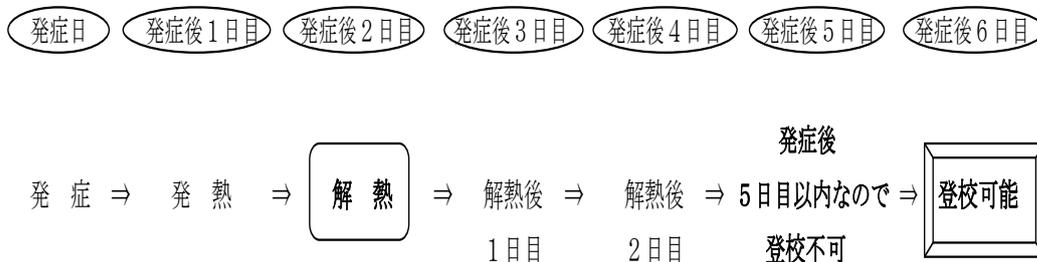
(第二種の続き)	結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで（目安として、異なった日の喀痰の塗抹検査の結果が連続して3回陰性となるまで）
	髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

【参考】出席停止期間の算定の考え方

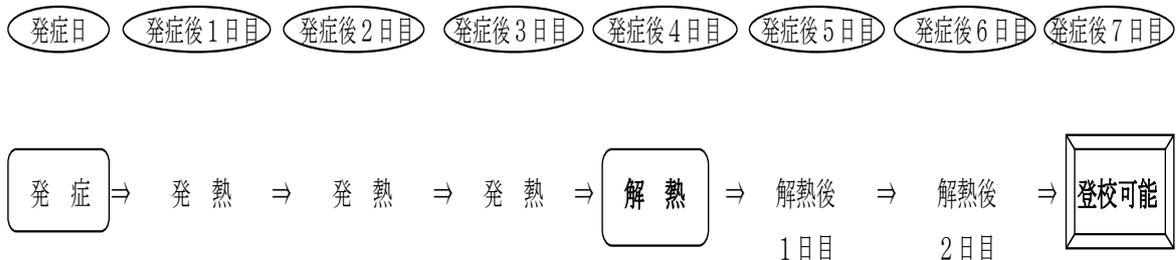
「〇〇した後△日を経過するまで」とした場合は、「〇〇」という現象が見られた日の翌日を第1日として算定する。

《例》インフルエンザの場合：発症した後（発熱の翌日を1日目として）5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで

○例えば、発症後2日目に解熱した場合



○例えば、発症後4日目に解熱した場合



抗インフルエンザ薬の効果で熱が下がっても、インフルエンザウイルスの感染力はしばらくの間残っています。また、インフルエンザでは一旦熱が下がっても、再び発熱する場合があります（二峰性発熱）。出席停止期間に従い、感染力が弱くなるまで登校を控えることで、インフルエンザの蔓延を防ぐことを心がけてください。